

秘

日本及諸外國間通商條約關係類別表

大正十三年十二月

外務省臨時調查部

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

九 外務省

目次

一、暫定取極ヲ以テ存續シ居ルモノ又ハ目下條約改正交渉中ノモノ	一頁
二、新條約締結交渉中ノモノ	二
三、條約調印済ナルモ未タ批准交換ニ至ラサルモノ	三
四、條約有効期間滿了又ハ無期限ニテ何時ニテモ一方ノ豫告ヲ以テ廢棄シ得ルモノ	四
五、有効期限内ニアルモノ	五
六、日本ノミ片面的ニ通商上ノ權利ヲ有スルモノ	五
七、無條約關係ニアルモノ	六
八、條約ノ適用セラレサル植民地	六

日本及諸外國間通商條約關係類別表

(大正十三年十二月末日現在)

一、暫定取極ヲ以テ存續シ居ルモノ又ハ目下條約改正交渉中ノモノ

國名	締結年月日	暫定取極年月日	條約又ハ協定ノ名稱	關稅協定ノ有無	有效年限	豫告期間	備考
佛蘭西國	四四、八、一六	八九、一、一〇	通商航海條約	有	大 二、三、三九	十二月	一部暫定 上記條約第五、六、七、一七 條並附屬議定書ハ他ノ協定 ノ締結セラレズ又ハ一方 日佛通商條約 ノ佛領印度支那 ニ適用セラ ルニ適シ 場合ハ次期三月ノ期間經過後 修正交渉中
佛領印度支那 ニ關スル宣言	四〇、六、一〇	四四、八、一六	通商航海條約	無	大 二、三、七六	同	第八條大正十四年三月十日 限リ消滅 修正交渉中
大不列顛國	四四、四、三		通商航海條約	有	同	同	
日加條約加入	(二、五、六 三、七、八、二九 公示)		同	無	同	同	
日本印度間 通商ニ關スル 條約	三七、八、二九		同	同	六	月	全部暫定 大正十三年十二月九日及同 月二十七日附ノ公文交換ニ ヨリ大正十四年二月二十八 日迄延長 全部暫定 大正八年九月三十日失効以 後一方ヨリ廢棄聲明迄效力 存續テ失効 修正交渉中
希臘國	三三、六、一		修好通商航海 條約	無	明 四、九、三	十二月	
伊太利國	元、二、二五		通商航海條約	有	大 六、二、三三	一 年	

國名	締結年月日	條約ノ名稱	關稅協定	備考
墨西哥國	二二、一、三〇	修好通商條約	無	大正十三年十月八日新通商條約ノ調印ヲ了シタルモ未タ批准ニ至ラズ
秘露國	二八、三、三〇	通商航海條約	明	大正十三年十二月二十六日附ノ公文交換ニヨリ大正十四年一月一日ヨリ新條約實施ニ至ル迄延長ノ旨協定
西班牙國	三三、三、三六	特別通商條約	明	大正十二年十二月廿三日協定ニヨリ大正十三年五月五日迄有効ノ處新條約締結ニ至ル迄延長ノ旨協定
白耳義國	四四、五、一五	修好交通條約	大	大正十三年六月二日協定
白耳義國	四四、七、八	通商ニ關スル暫定取極	同	大正十三年六月二日協定
奧地利國	一一、一〇、一一	同	同	大正十三年六月二日協定

一、新條約締結交渉中ノモノ

國名	條約ノ名稱	關稅協定	備考
葡牙國	當方ヨリ提案ニ對シ對案ヲ出ス迄ニ至リ在墨同國公使退去ノ爲メ中止ノ姿	同	大正十三年六月二日協定
葡牙國	船舶、貨物、人民ニ關スル相互最惠國待遇ノ主義ノ下ニ交渉開始セルカ貨物ノ原產地名保護ノ問題ニ關シ懸案中	同	大正十三年六月二日協定

國名	條約ノ名稱	關稅協定	備考
羅馬尼亞國	本邦公使ヨリ瑞典トノ條約ヲ基礎トセル提案ヲ爲シ目下交渉中	同	大正十三年六月二日協定
ラトヴィア國	日芬條約及英國「ラトヴィア」條約ヲ基礎トシテ交渉中	同	大正十三年六月二日協定
ラトヴィア國	往年同國使節來朝條約案假調印ノ後其委任狀提示ノ要求ニ應スルニ至ラサル儘中止ノ姿	同	大正十三年六月二日協定
ラトヴィア國	日墨條約ヲ基礎トセル提案ノ下ニ交渉中最近在墨同國公使離任ニ際シ遷延セシカ新公使來任セシニ依リ督促中	同	大正十三年六月二日協定
波斯及國	締結上必要ナル調査ノ爲派遣團ヲ組織シタルカ領事裁判權ノ問題ニテ交渉中止ノ姿	同	大正十三年六月二日協定
露西亞國	先方ヨリ貨物ニ關スル最惠國待遇取極申出アリ之ニ對シ本邦ヨリ船舶人民ニ關スル待遇包括方ヲ申入交渉中	同	大正十三年六月二日協定
露西亞國	最近累次日露協商成立セス其儘トナリ居タルカ目下北京ニテ進行中ノ協定成ラハ相互最惠國待遇ノ主義ノ下ニ新條約締結ノ段取トナリ居レリ	同	大正十三年六月二日協定

三、條約調印済ナルモ未タ批准交換ニ至ラサルモノ

國名	締結年月日	條約ノ名稱	關稅協定	備考
セルブ、クロアチ、スロヴェニア國	一一、二、二六	通商航海條約	無	批准済
波蘭國	一一、二、二七	同	同	批准済
芬蘭國	一三、六、一七	同	同	未批准

四、條約有効期間満了又ハ無期限ニテ何時ニテモ一方ノ豫告ヲ以テ廢棄シ得ルモノ

國名	締結年月日	條約ノ名稱	關稅協定	有效年限	豫告期間	備考
亞米利加合衆國	四三、二	通商航海條約	無	明ヨリ七、七	六月	
丁抹國	四五、二、二	同	同	明ヨリ十年間	十二月	
諾威國	四六、六	同	同	大ヨリ十年間	十二月	
瑞典國	四四、五、九	同	同	同	同	
瑞西國	四六、二	居住通商條約	同	同	同	
伯刺西爾國	三八、一、五	修好通商航海條約	同	同	同	
亞爾然丁國	三三、三	同	同	同	同	
智利國	三〇、九、五	同	同	同	同	
哥倫比亞國	四一、五、五	同	同	同	同	
和蘭國	四五、七、六	通商航海條約	同	同	同	
「エクスアドル」國	七八、三、六	修好通商航海條約	同	同	同	
「バラグアイ」國	八一、二、七	通商條約	同	同	同	

「リヒテンシュタイン」國ヲ含ム

五、有効期限内ニアルモノ

國名	締結年月日	條約ノ名稱	關稅協定	有效年限	豫告期間	備考
「ボリグイア」國	三四、三	通商條約	無	大一五、三、三	十二月	
暹羅國	一三、一、〇	通商航海條約	同	大二三、二、九	十二月	
土耳其國	一三、七、四	通商條約	片務的協定	大二八、八、六	六月	大正十三年八月六日批准寄託濟

六、日本ノミ片面的ニ通商上ノ權利ヲ有スルモノ

支那國	締結年月日	條約ノ名稱	關稅協定	備考
支那國	明二九、七、三	通商航海條約	有	
獨逸國	大二三、一、〇、八	追加通商航海條約	同	
獨逸國	大二三、一、二、七	輸入稅率改訂ニ關スル協定	同	
獨逸國	大二三、一、二、七	(實施)	同	
獨逸國	大八、六、六	同盟及聯合國トノ平和條約	無	大一一四、一、一〇、迄有效
洪牙利國	大九、六、四	同	同	大一一四、七、一六、迄有效
物爾牙利國	大八、二、七	同	同	大一一四、八、九、迄有效
委任統治地域	大八、六、六	同	同	

批准交換ノ日ヨリ十年ノ終ニ改正ヲ要求スルコトヲ得若シ其終ヨリ起算シ六箇月以内ニ要求改正セザレハ其後各十年間引續キ有效

「シリア」「レバノン」(佛)
「パレスチナ」(英)

「イラック」(「メソポタミア」)(英)

B 式

「トーゴラント」(英、佛)

「カメロン」(英、佛)

東部「アフリカ」(英、白)

C 式

「ナウル」(英)

「サモア」(英)

「ナウル」ヲ除ケル太平洋赤道以南舊獨領

舊獨領西南「アフリカ」(英)

七、無條約關係ニアルモノ

アビシニヤ	アフガニスタン	アルバニヤ	ブータン	コスタリカ
玖馬	ダンチヒ	エストニア	ハイチ	ホンジュラス
リベリア	リツアニア	モナコ	ネパール	オーマン
巴奈馬	サルバドル	サンマリノ	サンドミンゴ	ウルグアイ

八、條約適用セラレサル殖民地 (委任統治地域ヲ除ク)

- 佛蘭西國 一、佛領印度支那及廣州灣 二、ニューヘブリーズ 三、タヒチ

大不列顛國

- 一、ジブラルター
- 二、アデン、ペリム、ソコトラ島
- 三、バーレン島
- 四、英領ボルネオ
- 五、聯邦以外ノ馬來諸州
- 六、アッセンション島
- 七、トリスタン・ダ・キエンハ
- 八、バストランド
- 九、南部ローデシア
- 十、北部ローデシア
- 十一、スワジランド
- 十二、南阿聯邦
- 十三、蘇丹
- 十四、ケーマン島
- 十五、タークス・エンド・カイコス島
- 十六、ウインドウオード島
- 十七、濠太利聯邦
- 十八、ニュージールランド
- 十九、バブア
- 二十、フィジー
- 廿、太平洋諸島
- 廿一、ソマリランド
- 廿二、トリポリタニア及シラナイカ
- 伊太利國 一、エリトリア 二、ソマリランド
- 四、エイジアン島
- 亞米利加合衆國 巴奈馬運河地帯 三、トリポリタニア及シラナイカ
- 丁 抹 國 一、アイスランド 二、グリーンランド